

平成29年度 第3回

みどり市臨時教育委員会 会議録

平成30年3月23日 開会

平成30年3月23日 閉会

みどり市教育委員会

# 平成29年度第3回みどり市臨時教育委員会会議録

---

平成30年3月23日（金曜日）

---

## 議事日程

平成30年3月23日（金曜日）午後2時30分開議

- 日程第 1 会議録署名委員の指名
  - 日程第 2 会期の決定
  - 日程第 3 議案第40号 みどり市いじめ問題対策連絡協議会規則の制定について
  - 日程第 4 議案第41号 みどり市いじめ問題専門委員会規則の制定について
  - 日程第 5 議案第42号 みどり市幼稚園管理規則の一部を改正する規則について
  - 日程第 6 議案第43号 みどり市いじめ防止基本方針の改定について
  - 日程第 7 議案第44号 みどり市西鹿田中島遺跡史跡公園条例施行規則の制定について
  - 日程第 8 議案第45号 みどり市教育委員会事務局職員の管理職人事について
- 

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

**出席委員（5人）**

委員長 金子 祐次郎  
委員 丹羽 千津子  
教育長 石井 逸雄

職務代理者 松崎 靖  
委員 山同 善子

**欠席委員（なし）**

**傍聴（なし）**

---

**説明のため出席した者**

教育部長 吉野 茂男  
学校教育課長 三ツ屋 雄一  
社会教育課長 金高 吉宏  
富弘美術館事務長 横倉 智恵子

教育総務課長 川俣 一広  
学校計画課長 大島 寿之  
文化財課長 和田 一彦

---

**事務局職員出席者**

教育総務課長補佐 正田 一仁

総務係主査 剣物 雅世

◎挨拶

金子祐次郎委員長 挨拶

---

◎開会・開議

午後2時30分開会・開議

○委員長（金子祐次郎） それでは、ただいまから平成29年度第3回みどり市臨時教育委員会議を開会いたします。よろしくお願いいたします。

---

◎日程第1 会議録署名委員の指名

○委員長（金子祐次郎） 日程第1、会議録署名委員の指名ですけれども、本日は席番2番の松崎 靖委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

---

◎日程第2 会期の決定

○委員長（金子祐次郎） 日程第2、会期の決定ですけれども、平成30年3月23日、本日1日としたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長（金子祐次郎） 異議なしの声がありましたので、本日1日と決定いたします。

---

◎日程第3 議案第40号 みどり市いじめ問題対策連絡協議会規則の制定について

○委員長（金子祐次郎） それでは、日程第3、議案第40号、みどり市いじめ問題対策連絡協議会規則の制定についてを議題といたします。それでは、事務局より提案朗読をお願いいたします。

〔議案書 朗読〕

○委員長（金子祐次郎） 事務局の朗読が終わりましたので、学校教育課長より内容説明をお願いいたします。

○学校教育課長（三ツ屋雄一） みどり市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例を審議していただき、また議会でも議決いただき、4月より制定、施行されることとなりました。それに基づきまして、その中にある3つの組織についての設置が定められておりますが、そのうちの1つです。

みどり市いじめ問題対策連絡協議会に関する規則、第1条趣旨ですが、条例に基づいてということでございます。第2条は会議は、毎年1回以上開くということ。また、委員は会議の招集を会長に請求することができる旨も加えました。

そして、第3条では学校教育課が処理するというところで庶務についてです。補則については、会長が連絡協議会に諮って定めることとし、全部で4条の規則でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（金子祐次郎） ありがとうございました。それでは、ただいまの説明に対し、何かご質疑

があればお願いいたします。

[少し間あり]

○委員（丹羽千津子） 第1条の2段目のみどり市条例第○号のところは。

○学校教育課長（三ツ屋雄一） 先日議会で決まった関係で、まだちょっと何号かはわかっていません。すみません。決まり次第入れさせていただきます。

○委員（丹羽千津子） わかりました。

○委員長（金子祐次郎） そのほか、ありますか。

[少し間あり]

○委員長（金子祐次郎） よろしいでしょうか。

[「はい」の声あり]

○委員長（金子祐次郎） ほかにご質疑がないようですので、質疑を打ち切りお諮りいたします。日程第3、議案第40号、みどり市いじめ問題対策連絡協議会規則の制定について、本案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

賛成委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（金子祐次郎） 挙手全員、本案は原案のとおり決定することといたします。

---

◇

#### ◎日程第4 議案第41号 みどり市いじめ問題専門委員会規則の制定について

○委員長（金子祐次郎） それでは、次に移ります。日程第4、議案第41号、みどり市いじめ問題専門委員会規則の制定についてを議題といたします。事務局より提案朗読をお願いいたします。

[議案書 朗読]

○委員長（金子祐次郎） 事務局の朗読が終わりましたので、学校教育課長より内容説明をお願いいたします。

○学校教育課長（三ツ屋雄一） 引き続きましてもう一つの組織でございます。みどり市いじめ問題専門委員会、規則第1条趣旨は先ほどと同様に条例に基づいてということでございます。

第2条、公平性の確保ということで、専門委員会におきましては調査審議を行います。それにより、可能な限り公平性、中立性、透明性が確保されるよう努めなければならないと定めております。第3条では調査の方法です。条例の第11条第2号、第3号による調査、これは重大事態に係る調査でございますが、質問票の使用、関係者からの聴取、書類の閲覧、実地の視察その他の適切な方法によるものとする方法を定めております。

会議の公開又は非公開でございますが、第4条第1項では、これにつきましては重大事態ではなくてみどり市のいじめ対策に対する助言等をいただく機関でもありますので、この内容につきましては公開するというふうにしております。公益上必要があると認めるときは公開しないことができるとしてあります。第2項では公開しないということで先ほどの第2号、第3号については重大事態に係る

ものですので、秘密の部分になっております。

庶務については、学校教育課において処理する。補則としては、その他については委員長が専門委員会に諮って定めるとしております。以上です。

○委員長（金子祐次郎） ありがとうございます。それでは、ただいまの説明に対し、何かご質疑があればお願いいたします。

〔少し間あり〕

○委員（山同善子） 第5条について、連絡協議会の庶務は学校教育課において処理するということでしたが、今の専門委員会についても庶務は同じ学校教育課で処理となつていますが、別の機関としての立場で考えるというのは何か意味があるのですか、また同じ方が担当して処理するのですか。

○学校教育課長（三ツ屋雄一） まず、はじめの連絡協議会はいじめ防止に携わる市内外の組織や団体の方々に集まっていただき、みどり市の取り組みを理解し、ご協力いただく会ということで教育委員会が庶務を行います。

2つ目の組織も重大事態に係る調査を教育委員会において進めていくということですが、それは教育委員会ではなくて市長部局になるものです。

○委員（山同善子） わかりました。

○委員長（金子祐次郎） 1つ確認なのですが、この規則は運営に関する規則ということで今回新たに定めるということですよ。専門委員会の組織、構成というのは条例の中で規定している。それを受けて、ここでは専門委員会の運営に関して必要なことを定めている、そういう形になるわけですよ。

○学校教育課長（三ツ屋雄一） そのとおりです。

〔少し間あり〕

○委員長（金子祐次郎） そのほか、ございますか。

〔少し間あり〕

○委員長（金子祐次郎） よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○委員長（金子祐次郎） それでは、ほかにご質疑がないようですので、質疑を打ち切りお諮りいたします。日程第4、議案第41号、みどり市いじめ問題専門委員会規則の制定について、本案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

賛成委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（金子祐次郎） 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。

---

◇

## ◎日程第5 議案第42号 みどり市幼稚園管理規則の一部を改正する規則について

○委員長（金子祐次郎） それでは、次に移ります。日程第5、議案第42号、みどり市幼稚園管理

規則の一部を改正する規則についてを議題として上程いたします。事務局より提案朗読をお願いいたします。

〔議案書 朗読〕

○委員長（金子祐次郎） 事務局の朗読が終わりましたので、学校教育課長より内容説明をお願いいたします。

○学校教育課長（三ツ屋雄一） 次のページにありますようにみどり市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則として、みどり市立幼稚園管理規則（平成18年みどり市教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

第12条ですが、第1項中「平成元年文部省告示第23号」を「平成29年文部科学省告示第62号」に改めるとします。その次のページに改正後と現行のものがありますが、要は幼稚園教育要領の告示された年が全く古いままになっていたということですので、平成29年の告示に今回改めるというものでございます。

○委員長（金子祐次郎） ありがとうございます。それでは、ただいまの説明に対し、何かご質問があればお願いいたします。

〔少し間あり〕

○教育長（石井逸雄） 2回抜けたということです。10年ごとに改正しますから、平成元年の時からだ、平成10年、平成20年があるはずで、その時に同じ処理をしてこなかったのがこうなっているということです。

○委員長（金子祐次郎） これについては、特によろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○委員長（金子祐次郎） ご質問がないようですから、質疑を打ち切りお諮りいたします。日程第5、議案第42号、みどり市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則について、本案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

賛成委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（金子祐次郎） 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。

---

◇

## ◎日程第6 議案第43号 みどり市いじめ防止基本方針の改定について

○委員長（金子祐次郎） それでは、次に移ります。日程第6、議案第43号、みどり市いじめ防止基本方針の改定についてを議題として上程いたします。事務局より提案朗読をお願いいたします。

〔議案書 朗読〕

○委員長（金子祐次郎） 事務局の朗読が終わりましたので、学校教育課長より内容説明をお願いいたします。

○学校教育課長（三ツ屋雄一） 前回、みどり市いじめ防止基本方針の改定ということで平成26年

4月に制定されたものの赤字見え消し版をお渡しいたしました。文言等だいぶ修正した形になっておりますが、これにつきましては今回平成29年12月にまずは群馬県いじめ防止基本方針が改定されました。それと、またみどり市においては平成30年4月にみどり市いじめ防止対策連絡協議会等設置条例が制定されます。それらを受けて、平成30年4月よりこのみどり市いじめ防止基本方針を改定したいということで、ここで提案するものでございます。

改定の大きなポイントの1つは、その条例に基づきましていじめ防止等のための組織の設置が定められたことです。目次で申し上げますと、ローマ数字のⅡの中のさらに2ですね、いじめ防止等のための組織、そして(1)、(2)として、今回条例で定められた2つの組織がそこに設置ということで書かれております。

もう1つが、目次の下になりますがローマ数字のⅣ重大事態への対処の中の2調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置、その(1)再調査、(2)再調査の結果を踏まえた措置等、この中にもう1つの組織が本文中には書かれることになりました。まずこれが一番大きな改訂のポイントでございます。

もう一つのポイントは、いじめ解消のための取り組みということが若干変わっております。具体的には4ページをごらんください。幾つかそのほかにもあるのですが、4ページの(3)いじめ解消のための取組という項がございます。この④いじめの解消、加害の児童生徒が謝罪したことをもって解消とせず、いじめに係る行為が相当の期間(少なくとも3ヵ月間)止んでいるとともに、被害者が心身の苦痛を感じていないことが確認できて初めて解消とする。このようにいじめは今までは早期解決という言葉が書かれていたのですが、早期解決ではなくて解消する、期間をかけて適切に解消するというのが今、国のほうからも言われております。みどり市のこのいじめ防止基本方針におきましても、このいじめの解消の部分を大きく変更するものでございます。

そのほかにつきましては、重大事態への対処等が先ほどの一番最後の6ページになりますが、ここで(1)再調査、①のところのみどり市いじめ問題再調査委員会に諮問するという市長の動きを明記することができました。

これらを4月より出して、学校のほうもこれに基づいて学校の基本方針を変えて、さらに実効性のあるみどり市のいじめ防止対策を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○委員長(金子祐次郎) ありがとうございます。それでは、ただいまの説明に対し、何かご質問があればお願ひいたします。

[少し間あり]

○教育長(石井逸雄) これと関連してよろしいですか。三ツ屋課長からも申しあげましたように、早期発見、早期解決というのが当初の動きでしたが、早期解消というところではなくてしっかりと経過を見て、そして丁寧に対応した上でいじめ解消につなげていくというところを重視するということになりました。

これで、みどり市とするといじめ防止対策という部分については条例制定、基本方針の改定も含めて、国や県の動きに追いついてきたところでありますので、今度は学校の教職員が当然知らなければいけないということでもありますし、それから保護者や地域の方々にも知っていただくということが重要なところになってくるかなと思いますので、これを受けて周知、啓発という形でのリーフレット等の作成も学校教育課のほうにお願いしようと思っています。

特に平成30年度の教育行政方針の中で、いじめ防止対策がより強化されたことにより、しっかりと対応するという位置づけになってくるだろうと思います。いじめ防止対策を推進し、学校の職員、それから子供たち、保護者や地域の方々にもみどり市のいじめ防止対策というのを知っていただく年度に位置づけていく必要があると思っていますので、資料等ができれば順次この会議等で諮って周知に務めてまいりたいと思っています。

○委員長（金子祐次郎） 日ごろ、これまでもそうだったのですが、学校で行っているいじめ防止のための取り組み、例えばいじめ防止子ども会議だとか、学級でいろいろ話し合ったり、そういった内容については特に大きく変化するという、ものではなく、そういった対策が学校を含めて、地域、家庭も含めて、体系化して取り組んでいくというふうな理解でよろしいのでしょうか。

○学校教育課長（三ツ屋雄一） はい、そこは変わりありません。

○教育長（石井逸雄） その中で、これまでよりも強化していかなければいけないのが、実態を把握して、そして解消したかどうかというところを校長が判断した上で教育委員会に報告を上げてきた部分が、少なくとも最低3か月はしっかり見守りましょうという形になってきます。

今までは、問題が起こって解消というのがセットでくるような形になりましたけれども、いじめを認知したと、その解消したかどうかという部分が少しずれたところが出てくるようになりますが、このあたりのところも学校もしっかりやっていかなければいけないし、市教育委員会のほうもその問題はどのような経過でどここのところを終結した、解消したと捉えたのかというこのあたりのところをこれまで以上に丁寧にしていくとともに、これまで以上にしっかりと確認をしていくという作業が、学校レベルでは少し変わってるところなのかなと思います。

○委員（丹羽千津子） この1ページの一番上のところに、いじめ防止等の「等」という、いじめ防止の他に何かあるということ、それはどういうことですか。

○学校教育課長（三ツ屋雄一） いじめの防止等というのは、いじめの防止、それと発見、対処、全部含めて防止等というふうに、法の中で言われています。いじめ対策防止推進法の中で、いじめ防止等とは、防止に係ること、それと発見、それと対処。全てを含めて「等」というふうになります。

○委員（丹羽千津子） 全部いじめ防止でいいような気もしなくもないですけどね。何か、防止等というとなんかここに入るのかと思っています。

○学校教育課長（三ツ屋雄一） 防止と、後は起こってしまった場合にも学校なりが動く。その後の対策も必要になりますよという意味が含まれております。

○委員（丹羽千津子） 文章一生懸命読んだのですが、なかなか、理解しにくかった。

○学校教育課長（三ツ屋雄一） 基本方針の中で規定をしていなかったものですからわかりづらくなってしまいました。申しわけございません。

○委員（丹羽千津子） いじめ防止というと、未然に防ぐことが防止ですかね。

○学校教育課長（三ツ屋雄一） そうですね。または起こらない環境づくりとか。人間関係づくりも含めてなのですけれど。

○委員（丹羽千津子） でも起こらないということはありえないですからね。起こってしまった場合の対処も含めるということで理解しました。

○教育長（石井逸雄） 2番のこれは、いじめ防止に向けた方針であとは等がつかないのですかね。

○学校教育課長（三ツ屋雄一） 2番はそうですね。防止になるのですけど。

○教育長（石井逸雄） ここは防止に限定した形。

○学校教育課長（三ツ屋雄一） 防止等の注釈が必要ですかね。

○教育長（石井逸雄） 下に注釈か何かを入れておくとか。欄外に※印とか線を引いてね。

○学校教育課長（三ツ屋雄一） はい。

[少し間あり]

○委員長（金子祐次郎） そのほか、何かございますか。

○委員（山同善子） 4ページの（3）いじめ解消のための取組の中の、④いじめ解消について、先ほどお話が出たと思うのですが、この中の最後の部分、被害者が心身の苦痛を感じていないことが確認できて初めて解消とする、確認というのはどういう形ですか。

○学校教育課長（三ツ屋雄一） いじめが起こった場合には、当然その当事者である児童生徒等に寄り添い、その状況についての確認等を担任なり、カウンセラーなりが継続的に行うこととなっていて、ここにおけるその心身の苦痛という部分については、本人も大丈夫だと、言葉としては大丈夫かどうかはわかりませんが、そういう意思を表明した段階でもういじめはないかなと、そんな捉えでおります。

○委員（山同善子） では、本人に対しての質問というか、直接的な確認ということが行われるのですか。

○学校教育課長（三ツ屋雄一） そうです。行われます。

○委員（山同善子） はい。わかりました。

○教育長（石井逸雄） ただ、その過程では、本人だけではなくて、その子供の保護者の意思も確認するという作業もケースによっては必要になってきます。これまでも行ってきたわけですが、より念を入れて確認をしていくというような形なので、どちらかというとこれが出てくると早期解決が今までは良しとされていたのですが、あまりに早期に解決という結果は出せません。

[少し間あり]

○委員長（金子祐次郎） そのほか、ございませんか。

[少し間あり]

○委員長（金子祐次郎） よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○委員長（金子祐次郎） それでは、ご質疑もないようですので、質疑を打ち切りお諮りいたします。日程第6、議案第43号、みどり市いじめ防止基本方針の改定について、本案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

賛成委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（金子祐次郎） 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。



### ◎日程第7 議案第44号 みどり市西鹿田中島遺跡史跡公園条例施行規則の制定について

○委員長（金子祐次郎） それでは、次に移ります。日程第7、議案第44号、みどり市西鹿田中島遺跡公園条例施行規則の制定についてを議題といたします。事務局より提案朗読をお願いいたします。

〔議案書 朗読〕

○委員長（金子祐次郎） 事務局の朗読が終わりましたので、文化財課長より内容説明をお願いいたします。

○文化財課長（和田一彦） 本日お配りいたしました資料3ページ、4ページですが、こちら事前にお配りしたものの差し替えをお願いいたします。

では、みどり市西鹿田中島遺跡公園条例施行規則について、ご説明します。規則の概要でございますが、第1条におきまして、条例の施行に関し、必要な事項を定めるものとし、第2条第1項において、条例第7条第1項で制限されている行為の申請方法について規定しております。条例第7条第1項でございますが、行為の制限として、物品の販売、募金、その他これに類する行為を有すること、2つ目として業務として写真、又は動画等を撮影すること。3つ目として協議会、展示会、博覧会、その他これに類する催しを行うこと。4つ目としまして史跡公園の一部、または全部を独占して利用することとなっております。

続きまして、第2項で許可を受けた事項の変更等を、第3項で申請時の添付書類について規定しております。続きまして、第4項で申請書の提出期限について規定しております。具体的には当該申請にかかる制限された行為をしようとする日の7日前、その日が市の休日にあたる場合はその前日までに文化財課に申請書を提出していただくこととなっております。

第3条におきまして、制限行為の許可等について、申請に係る書類審査を行い、許可、不許可を当該申請者に通知することと規定しております。

第4条は委任事項となっております。説明は、以上でございます。

○委員長（金子祐次郎） ありがとうございます。それでは、ただいまの説明に対し、何かご質疑があればお願いいたします。

[少し間あり]

○委員長（金子祐次郎） よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○委員長（金子祐次郎） ご質疑がないようですから、質疑を打ち切りお諮りいたします。日程第7、議案第44号、みどり市西鹿田中島遺跡史跡公園条例施行規則の制定について、本案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

賛成委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（金子祐次郎） 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。

○委員長（金子祐次郎） それでは、ここで休憩をとりまして、時間は4時半ぐらいになるというふうなことで。

午後3時15分休憩

午後4時34分再開

○委員長（金子祐次郎） それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

#### ◎日程第8 議案第45号 みどり市教育委員会事務局職員の管理職人事について

○委員長（金子祐次郎） 日程第8、議案第45号、みどり市教育委員会事務局職員の管理職人事についてを議題として上程いたします。

なお、本議案については秘密会議といたしますので、担当課以外の方は退席をお願いいたします。

[担当課以外 退室]

審 議 [非公開により未記載]

○委員長（金子祐次郎） ご質疑がないようですので、質疑を打ち切りお諮りいたします。日程第8、議案第45号、みどり市教育委員会事務局職員の管理職人事について、本案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

賛成委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（金子祐次郎） 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。

#### ◎閉 会

○委員長（金子祐次郎） それでは、以上をもちまして、本日の議事全てが終了いたしました。

これをもって閉会といたします。大変、お疲れ様でした。

午後4時38分閉会

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則  
(平成27年みどり市教育委員会規則第2号)附則第2項の規定によりなおその効力を有することとされている  
同規則による改正前のみどり市教育委員会議規則(平成18年みどり市教育委員会規則第2号)第19条第  
2項の規定によりここに署名する。

教育委員会教育委員長 金 子 祐 次 郎

教育委員会教育委員 松 崎 靖